

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年4月8日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「南部公園緑地事務所（以下南部）が所管している」「中田中央公園に関するもの」として、「指定管理者の杜撰な管理による無駄な出費」と述べています。

本件請求書の記載を要約すると、中田中央公園の指定管理者が自主事業を行っていて、請求人は、自主事業について「費用は指定管理料に含まれていない」ため「差し引いた額を指定管理料として支払わなければならない」と記載していることから、当該公園の指定管理に関する、みどり環境局の公金の支出について記載しているものと解されます。

横浜市ホームページにおいて公開されている横浜市指定管理者制度運用ガイドライン【第17版】には、「年度協定書により金額が決定された指定管理料については、協定で定められた基準や手続に基づくペナルティによる場合を除き、指定管理者が受け取る権利を有すると考えることが妥当」とあり「指定管理料の「精算」等の手続は原則として行うべきではない。」と記載されています。

請求人は、「さつま芋堀り会」等の指定管理者の自主事業と思われる行為等について様々

（裏面あり）

に記載し、「横浜市〇〇施設の管理運営に関する協定書」及び他自治体の例を挙げて、「さつま芋の作付けの準備の野良仕事をした工数に指定管理料を支払ってはならない。この工数分を差し引いた額を指定管理料として支払わなければならない。」と主張していますが、指定管理料の支払いが従事者の勤務時間に応じて支払われることの根拠や当該公園に係る協定書で定められた基準等との関連について示されておらず、指定管理料の支出に違法又は不当があるとする理由を示していません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。